令和８年３月２７日
文　部　科　学　省
初　等　中　等　教　育　局
参事官（高等学校担当）付

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部の改正に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の結果について

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部の改正」について、令和８年２月１３日から令和８年３月１４日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、寄せられた御意見はございませんでした。

今後とも文部科学行政に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます